

届 出 自 動 車 の 手 続

届出に必要な書類	○ 緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書 (細則別記様式第22号) ○ 改造後のカラー写真 (前面、後面、両側面の四面から撮影したもの) ○ 構造、車台番号等が分かる書類の写し (車検証、完成検査終了証等) ○ 警光灯(灯火)の仕様書 ○ サイレンの仕様書(緊急自動車に限る。)
届出自動車の対象となる自動車	【緊急自動車】 ○ 特別の構造又は装置を有する消防用自動車(塗色: 朱色) ○ 特別の構造又は装置を有する救急用自動車(塗色: 白色) 【道路維持作業用自動車】 ○ 特別の構造又は装置を有する道路維持作業用自動車(塗色: 制限なし)
受付期間等	受付期間: 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く。) 受付時間: 8時30分から16時30分まで
受付窓口	管轄警察署の交通課
問合わせ先	○ 鹿児島県警察本部交通部 交通企画課企画指導係 (電話 099-206-0110 内線 5016・5018) ○ 管轄警察署交通課

※細則～鹿児島県道路交通法施行細則(昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号)